

グループホーム星のふる里

運営規定（指定認知症対応型共同生活介護）

（事業の目的）

第1条 指定認知症対応型共同生活介護事業は、要介護者であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助することを事業の目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

- 2 利用者がそれぞれの役割の役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行うものとする。
- 4 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等については、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 6 介護の質の評価を行い、常にその改善を図り、より良いサービスの提供を行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム星のふる里
- 二 所在地 石垣市字新川2105番地

（職種、職員数及び職務内容）

第4条 職員の種類、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
サービスの申し込みに係る調整、サービスの管理、介護従事者の管理・監督・指導等を行う
- 二 計画作成担当者 1名
利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画書を作成する

- 三 看護職員 訪問看護ステーションかりゆしとの連携により配置
健康チェック等の医務業務を行う
- 四 介護従業者 8名以上
利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術でもつて介護サービスの提供をおこなう

(利用定員)

第5条 指定認知症対応型共同生活介護の利用定員は9名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活上の介助
 - ア 食事介助
 - イ 排泄介助
 - ウ 整容
 - エ 入浴介助、清拭
 - オ 離床援助
 - カ 屋外散歩の同行
 - キ 介護従事者と共同での家事
- 二 生活再編のための介助
 - ア 施設生活における役割の再編
 - イ 地域社会との交流
 - ウ 趣味
 - エ 理容、美容
- 三 生活相談

(指定認知症対応型共同生活介護の利用料その他の費用の額)

第7条 認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する事業を提供した際には、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、下記に掲げる費用について利用者より徴収するものとする。

その他の費用	料 金
家 賃	36,000円/月
食材料費	36,000円/月
水道光熱費	9,000円/月
おむつ代	実 費
日常生活費	実 費

- 3 月の途中で入居又は退居した場合の家賃は、家賃月額を30で除した額に利用日数を乗じた額を徴収する。

- 4 利用料その他の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。**
- 5 利用料その他の費用の請求は、翌月 15 日までに先月分を請求する。**
前項の費用の支払いを受ける際、利用者又はその家族に対し厚生労働省令で定めるところにより領収書を交付する。

(入居に当たっての留意事項)

- 第8条 利用者は施設への入居に際しては、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。**
- 一 銃砲測剣、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入し、使用、保管すること
 - 二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること
 - 三 配水管その他を腐食させるおそれのある液体を流すこと
 - 四 テレビ、ステレオ等の操作、楽器の演奏、その他により、大音量で近隣に著しい迷惑を与えること
 - 五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること
- 2 利用者は、施設の利用にあたり、管理者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。**
- 一 鑑賞用の小鳥、魚等であっても明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動植物の犬、猫等の動物や植物を施設又は敷地内で飼育すること
 - 二 居室及びあらかじめ管理規定に定められた場所以外の共用部分又は敷地内に物品を置くこと
 - 三 施設内において、営利その他の目的による勧誘、販売、宣伝、広告等の活動を行うこと
 - 四 居室の改造、居室の造作の改造を伴う模様替え、敷地内における工作物の設置

(緊急時における対応方法)

- 第9条 利用者の急病、負傷発生に対応するため次の医療機関を協力医療機関とする。**
医療法人上善会 かりゆし病院
- 2 疾病、負傷が軽易な場合、協力医療機関に連絡の上受診させるものとする。**
 - 3 疾病、負傷が入院を要する程度のものである場合には、協力医療機関に速やかに連絡し、医師の指示に従うものとする。**

(非常災害対策)

- 第10条 防火管理者を選任し、その者に風水害、地震等に対処するための災害対策計画の作成及びこれに基づく災害対策の業務を行わせる。**
- 2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。**

(事故発生時の対応)

- 第11条** 利用者へのサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする
- 2 サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合で、事業者にあきらかに過失のある場合は、速やかに利用者に対して損害の賠償を行う。
ただし、利用者側に過失がある場合には双方協議の上決定することとする。
- 3 不可抗力による場合、事業者は責任を負わないとする。

(苦情への対応)

- 第12条** 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査等に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密の保持)

- 第13条** 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条** 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は従事者に対し、当該業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等の禁止)

- 第15条** 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 介護従業者の資質の向上を図るため、定期的に研修を行うものとする。

- 2 利用者の使用する施設、食器その他設備、又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 施設内に感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人保健施設、病院、歯科診療所等との間に連携及び支援体制を整えるものとする。
- 5 利用者が退居する時は、退居後の生活環境及び介護の継続性に配慮し、利用者及び利用者の家族に対し必要援助を行うとともに、居宅介護支援事業所への情報提供、保健医療サービス又は福祉サービス機関等との密接な連携に努めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成15年 5月 1日より施行する。
- 2 この規程は、平成15年 8月 1日より施行する。
- 3 この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。
- 4 この規程は、平成20年12月 1日より施行する。
- 5 この規程は、平成21年 9月 1日より施行する。
- 6 この規程は、平成24年11月 1日より施行する。
- 7 この規程は、平成26年 5月 1日より施行する。
- 8 この規程は、平成26年11月 1日より施行する。
- 9 この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
- 10 この規程は、平成27年 5月 1日より施行する。
- 11 この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。
- 12 この規程は、平成27年10月 1日より施行する。
- 13 この規程は、平成28年 3月 1日より施行する。
- 14 この規程は、平成28年 3月 5日より施行する。
- 15 この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。
- 16 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
- 17 この規程は、平成30年 2月 1日より施行する。
- 18 この規程は、平成30年10月 1日より施行する。
- 19 この規程は、令和 2年 5月 1日より施行する。
- 20 この規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。
- 21 この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。